

答 申 書

第 1 結 論

開示請求の対象文書が不存在である以上、文書不存在を理由とした実施機関の不開示決定は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 2 事案の概要

- 1 令和元年10月17日、審査請求人は、流山市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求人の子ども（以下「本人」という。）に係る次に掲げる記録の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行うため流山市保有個人情報開示請求書を提出し、実施機関は、同日付けでこれを収受した。
 - （1）小学校の1年生から3年生までの記録
 - （2）小学1年生のときの担任教師による不適切指導による本人の状況の記録
 - （3）〇〇医師（以下「〇〇医師」という。）により行われた教育コンサルテーションの記録（以下「本件記録」という。）
- 2 令和元年11月15日、実施機関は、本件開示請求に対して、上記1（2）についてはカウンセリング記録の保有個人情報部分開示決定（令和元年11月15日付け流山市教育委員会指令第122号）をし、上記1（1）及び（3）については文書不存在を理由とする保有個人情報不開示決定（令和元年11月15日付け流山市教育委員会指令第121号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和2年2月13日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求事件」という。）を行うため審査請求書を提出し、実施機関は、同日付けでこれを収受した。
- 4 令和2年2月25日、実施機関は、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求事件について諮問するため公文書開示審査諮問書を提出し、審査会は、同日付けでこれを収受した。
- 5 令和2年2月28日、審査会は、実施機関に対し、同年3月16日までに審査請求に係る処分についての理由説明書（以下「理由説

明書」という。)の提出を求める通知を送付した。

- 6 令和2年3月16日、実施機関は、審査会に対し、理由説明書を提出し、審査会は、同日付けでこれを収受した。
- 7 令和2年3月18日、審査会は、審査請求人に対し、理由説明書を送付するとともに、同年4月7日までに次に掲げる事項を行うことについての通知を送付した。
 - (1) 理由説明書に対する意見その他本件処分に対する意見がある場合、当該意見を記載した文書(以下「意見書」という。)を提出すること。
 - (2) 口頭意見陳述の希望がある場合、その旨を申し出ること。
- 8 令和2年4月6日、審査請求人は、審査会に対し、意見書を提出し、審査会は、同日付けでこれを収受した。なお、口頭意見陳述を希望する旨の申出はなかった。
- 9 令和2年6月2日、実施機関は、審査会に対し、審査請求人が同年4月6日付けで提出した意見書に対する回答を記載した意見書(以下「回答書」という。)を提出し、審査会は、同年6月3日付けでこれを収受した。

第3 審査請求人等の主張

1 審査請求人の主張

本件処分の内容のうち、本件記録については、次に掲げる事項を考慮した結果、本件記録が不存在であることは適切ではないと主張する。

- (1) 令和元年10月に流山市教育委員会学校教育部指導課(以下「指導課」という。)の職員と電話した際に、「コンサルテーションの記録はありますのでそちらを開示に起こすことは可能ですので、そちらの方を用意するってことで進めていこうと思います。」と言われ、本件記録は存在しているとの回答があったこと。
- (2) 本件記録の保存期間は5年間であると見受けられること。
- (3) 令和元年10月に〇〇医師に本件記録について問い合わせた際に、本件記録は全て実施機関に引き渡したとの回答があったこと。
- (4) 令和元年10月28日、吉川管理主事に確認したところ、同月24日まではどのようなメモも公文書になると教育委員会全体で

認識していたが、同月25日よりメモは公文書ではなくなったものであり、公文書としてではないメモは残っているため開示請求するのであれば総務課に確認してくださいとの回答を得たこと。

また、実施機関によれば、本件記録はスクールカウンセラーによるカウンセリングに生かす目的で作成するものであるとされるが、本件記録は医師の診断及び見解が記載されている診断書に類するものであるため破棄してはならないものであり、また、カウンセリング記録に当該医師の診断及び見解が転記されていないことも適切ではないと主張する。

2 実施機関の主張

(1) 教育コンサルテーション

流山市の教育コンサルテーションは、児童生徒が抱えている問題に関して精神科医が専門的立場から保護者又は教職員からの相談に応じて指導助言を行う事業であり、指導課教育研究企画室(以下「教育研究企画室」という。)により各年度8回開催されている。

教育コンサルテーションを受けようとする保護者又は教職員は、学校を通じて又は直接、教育研究企画室に申込みを行う。教育コンサルテーション当日、相談者は来訪時に教育コンサルテーション申し込み票(以下「申込票」という。)を作成し、相談者氏名、続柄、連絡先・連絡方法、相談対象者氏名、家族構成、相談内容(概要)を記入する。

教育コンサルテーションには、相談者及び医師のほか、指導主事が立ち会う。担当指導主事は、医師の助言内容についてメモを取り、相談終了後に学校に相談結果を報告し、また、相談対象の児童生徒についてスクールカウンセラーによるカウンセリングが行われている場合には担当のスクールカウンセラーに対しても報告する。また、医師も相談を受けた内容に関してメモを作成する場合がある。

(2) 本件記録の保管状況

申込票及びメモは、相談結果の学校への報告と、相談に係る児童生徒のスクールカウンセラーによるカウンセリングに生かす目的で作成しているものであるため、相談に立ち会った指導主事は、

申込票及びメモをスクールカウンセラーに渡して引き継ぐものとしており、教育研究企画室において保管してはいない。

申込票及びメモを受け取ったスクールカウンセラーは、カウンセリングに必要な事項をカウンセリング記録に書き写した後、メモを破棄している。スクールカウンセラーが申込票及びメモを自身で破棄せず、教育研究企画室に返却する場合があるが、この場合も、これら申込票及びメモは通常保管している資料ではないため、教育研究企画室において破棄している。

(3) 本件開示請求に係る個人情報の特定

平成30年1月22日、小林華奈子指導主事（以下「小林指導主事」という。）の同席のもと、〇〇医師による審査請求人を相談者とする本人に関する教育コンサルテーション（以下「本件コンサルテーション」という。）が行われており、本件コンサルテーションのほかには、本人に関する教育コンサルテーションは実施されていないことから、本件開示請求の対象（本件記録に係るものに限る。）となる個人情報を、本件コンサルテーションを行うに際して作成された審査請求人及び本人の個人情報と特定した。

(4) 本件情報が不存在である理由

ア 申込票の不存在

本件コンサルテーションに同席した小林指導主事は、担当の高橋指導主事が欠勤したことにより代理として立会いを担当した経緯があり、それまで教育コンサルテーションの立会いを行うことがなかったことから、保護者に申込票を作成してもらうことを認識しておらず、このために申込票が作成されなかった可能性がある。

イ メモの不存在

本件コンサルテーションにおいて、〇〇医師と小林指導主事は、それぞれメモを作成した。また、審査請求人も、メモを取りながら〇〇医師の話を聞いていた。

本件コンサルテーションの翌日に、本人に対するカウンセリングが予定されていたため、小林指導主事は、本件コンサルテーションの終了後、〇〇医師作成のメモ及び小林指導主事作成のメモを、角龍幸教育研究企画室長（以下「角室長」という。）

を通じて、担当のスクールカウンセラーに渡した。担当のスクールカウンセラーは、これらのメモを見て、必要な事項をカウンセリング記録に書き写した後、角室長にメモを返却した。角室長は、メモの内容についてスクールカウンセラーへの引継ぎができていたため、メモを破棄した。

(5) 審査請求人に対して本件記録に関する説明をした経緯

本件開示請求の翌日の令和元年10月18日、西郡珠美教育研究企画室長（以下「西郡室長」という。）は、指導課内の電話機から、審査請求人に対して、本件開示請求における開示対象を確認するため電話を掛けたところ、審査請求人から本件記録の有無についての質問があった。

西郡室長は、教育コンサルテーションに指導主事が同席してメモを作成することは認識していたものの、そのメモをカウンセラーに引き継いだ後は破棄する扱いとしていたことを認識していなかったため、本件記録が現存しているものと思い込み、また、この電話の際、流山市生涯学習センター4階にある教育研究企画室内の記録の有無を直ちに確認することもできなかった。

このため、審査請求人に対して「コンサルテーションは指導主事が入って記録するものなので、あると思います。」と回答した。

しかし、同月下旬頃、上記(4)の理由により、本件記録は現存しておらず、不存在であることが判明した。

(6) メモの内容

本件開示請求後、西郡室長が〇〇医師に確認したところ、本人の保護者である審査請求人が病院での継続的な診断を希望していなかったこともあり、メモには審査請求人から徴取した内容を記載したのみであったとの回答を得た。

このため、当該メモを転記したカウンセリング記録にも〇〇医師の診断や見解は記載されていないものであった。

なお、教育コンサルテーションは、医師が専門的立場から保護者や教員からの相談に対して助言を行うものであり、診断を行う診察とは異なる。また、本件コンサルテーションに本人は立ち会っておらず、この点からも、〇〇医師が診察を行うということはなかったものである。

(7) 上記1(4) 吉川管理主事の説明

吉川管理主事は、概要「組織的に共有していないメモは公文書ではない、ということになります。」との説明をしたものであり、メモの扱いが特定の年月日から変更されるという趣旨の説明をしたものではない。

また、吉川管理主事は教育研究企画室の職員ではないため〇〇医師のメモが存在しているかどうかを知り得る立場にはなく、令和元年10月28日時点で〇〇医師のメモが残っているという説明をした事実はない。

(8) 上記1(1) 西郡室長の説明

審査請求人に対して具体的にどのような言葉で説明したかについて、西郡室長は詳細に記憶していないが、本件記録の存否を確認しないまま、〇〇医師のメモが現存するものと思い込んで誤った回答をしたものである(この点については回答書において実施機関が謝罪している。)

第4 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる(流山市個人情報保護条例(平成14年流山市条例第1号。以下「条例」という。)第14条第1項)。
- (2) 未成年者の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる(条例第14条第2項)。
- (3) 「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(流山市情報公開条例(平成13年流山市条例第32号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る(条例第2条第2項)。
- (4) 「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをい

う。ただし、次に掲げるものを除く（流山市情報公開条例第2条第2項）。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 本市の図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が別に定めるもの

2 申込票の存否について

本件コンサルテーションに同席した小林指導主事は、担当の高橋指導主事が欠勤したことにより代理として立会いを担当した経緯があり、それまで教育コンサルテーションの立会いを行うことがなかったことから、保護者に申込票を作成してもらうことを認識しておらず、このために申込票が作成されなかった可能性がある、と理由説明書において実施機関が説明しているのに対し、申込票の作成について説明されなかったため申込票を作成していない、と意見書において審査請求人は回答している。

このことから、申込票については作成していないため不存在であるとする実施機関及び審査請求人の説明について、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、申込票が不存在であると認定するほかない。

3 メモの存否について

本件コンサルテーションにおいて、〇〇医師と小林指導主事は、それぞれメモを作成し、本件コンサルテーションの翌日に本人に対するカウンセリングが予定されていたことから、本件コンサルテーションの終了後、〇〇医師作成のメモ及び小林指導主事作成のメモを、角室長を通じて、担当のスクールカウンセラーに渡して引継ぎができた時点でこれらのメモを破棄したと実施機関は理由説明書で説明している。

このことについて、実施機関は審査会において次のように説明した。

(1) 不登校や学校生活の問題など、児童生徒の悩みや心配事の相

談に市のスクールカウンセラーと指導主事で行う面談が教育相談であり、カウンセリングでもあること。

- (2) 教育コンサルテーションは、精神科医という専門的立場から児童生徒の困り感についての指導助言を行う教育コンサルテーションであり、必ずしも対象者を継続的に支援するものではないこと。
- (3) 精神科医による教育コンサルテーション事業と心理士であるスクールカウンセラーによるカウンセリング事業はそれぞれ別事業であり、対象者の状況等に応じて教育コンサルテーションとカウンセリングを使い分け、又は併用するものであること。
- (4) 市は経験豊富な者をスクールカウンセラーとして雇い、様々なケースに応じて専門的な見地から意見できるようにしているが、精神科医と心理士では資格だけでなく立場や視点、対応する相手も異なるため、精神科医の立場での見立てをカウンセリングに取り入れることにより、カウンセリング中には見えてこなかった部分も見えてくることがあることを踏まえ、教育コンサルテーションのメモは、相談に係る児童生徒のカウンセリングに生かす目的で作成しているものであるため、相談に立ち会った指導主事は、メモをスクールカウンセラーに渡して引き継ぐものとしていること。

以上の説明からは、メモはカウンセリング記録のための補助的・暫定的な記録であるとされ、本件コンサルテーションの翌日に本人に対するカウンセリングが行われたことから、担当のスクールカウンセラーにメモを渡して引継ぎができた時点でこれを破棄したという実施機関の説明については、各事業の目的から見ても特に不合理な点は見受けられない。よって、実施機関においてメモを破棄したという以上、メモについては不存在であると認定せざるを得ない。

4 結論

以上から「第1 結論」のとおり判断する。

5 附帯意見

当審査会の判断は以上のとおりであるが、今回の審査請求は、実施機関側において教育コンサルテーション事業の適切な制度理解がなされていなかったことにより、担当者の不在時に他の者が誤った運用に

より作成すべき文書を作成せず、また、制度の運用上、既に破棄している文書を誤って存在すると審査請求人に安易に回答してしまうなど、実施機関側の対応が原因で提起されたものと見受けられる。

今後は、このような誤った対応により市民に疑念を抱かせることがないように、実施機関内部において教育コンサルティング事業の制度を正しく理解し、窓口等における市民の照会に対する回答は行政としての正式なものであるという意識を持ち、適切に事業を運営することを求める。

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

会長 安蒜 秀一

委員 田村 茂雄

委員 齋藤 雅子